

茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会傍聴要領

(傍聴の手続き)

- 第1 茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会（以下「委員会」という。）の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。
- 2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間行うものとする。
- 3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、これを増員することができる。
- 4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(入場の制限)

- 第2 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は、他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

- 第3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子の類を着用すること。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、委員会の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(その他の指示)

- 第4 傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、委員長及び係員の指示に従うこと。なお、委員長及び係員がこれを注意し、それに従わないときは、退場を命じることができる。